

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための
社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

近年の情報通信技術の進展及び投資者の多様化をはじめとする資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、資本市場の効率化及び活性化を図るため、特別法人出資証券のデジタル化、既存株主の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直し等の措置を講ずる必要がある。このため、社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正することとする。

一 社債、株式等の振替に関する法律の一部改正（第1条関係）

1. 特別法人出資証券のデジタル化に関する規定の整備

特別法人出資証券に表示されるべき権利の振替手続について、所要の規定の整備を行うこととする。

（社債、株式等の振替に関する法律第2条、
第247条の2～第247条の2の7関係）

2. 既存株主等の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直し

発行者が株主等に振替株式等の交付先の口座情報を求める通知に係る期間について、発行者が株主等への通知を行う期限ではなく、株主等が発行者に口座情報を通知すべき期間を規定することとする。

（社債、株式等の振替に関する法律第69条の2、第127条の6、
第131条、第167条、第196条、第228条、第239条関係）

3. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 公認会計士法の一部改正（第2条関係）

1. 虚偽証明等の非違行為をした公認会計士等に対する課徴金納付命令に係る審判手続のデジタル化

電磁的記録による審判手続開始決定、映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続、電子情報処理組織を使用する方法による申立て等、電磁的記録の送達、電磁的事件記録の閲覧等に係る規定の整備等を行うこととする。

（公認会計士法第34条の41、第34条の42の2、第34条の45、
第34条の47～第34条の50、第34条の53～第34条の58関係）

2. 有限責任監査法人登録簿及び上場会社等監査人名簿に係る規定の整備

有限責任監査法人登録簿及び上場会社等監査人名簿のインターネットによる

公衆縦覧に関し、所要の規定の整備を行うこととする。

(公認会計士法第 34 条の 26、第 34 条の 34 の 5 関係)

3. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正（第 3 条関係）

投資法人登録簿のインターネットによる公衆縦覧に関し、所要の規定の整備を行うこととする。
(投資信託及び投資法人に関する法律第 189 条関係)

四 資産の流動化に関する法律の一部改正（第 4 条関係）

特定目的会社名簿のインターネットによる公衆縦覧に関し、所要の規定の整備を行うこととする。
(資産の流動化に関する法律第 8 条関係)

五 その他

1. 施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、公認会計士法の一部改正のうち審判手続のデジタル化に係る規定は、公布の日から起算して 1 年 6 月又は 3 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附則第 1 条関係)

2. 経過措置等

所要の経過措置等を定めることとする。